

14 日本農業経営学会倫理委員会細則

第1条 この細則は、日本農業経営学会倫理規程第8条に基づき、学会倫理委員会（以下、倫理委員会）の構成と運営に必要な事項を定める。

第2条 倫理委員会は、倫理委員会委員長（以下、倫理委員長）と若干名の倫理委員会委員（以下、倫理委員）で構成される。倫理委員長には副会長の一人が当たる。倫理委員には事務局担当の常任理事1名に加えて、会長が正会員の中から選出し、理事会に報告する。ただし、会長が対象の不正行為等への関与が疑われる場合には、倫理委員長が選出を代行する。

第3条 倫理委員の任期は、対象の不正行為等を調査する倫理委員会の設置から解散までとする。

第4条 倫理委員会は、理事会から付託された不正行為等の調査と認定を行う。

第5条 倫理委員は、対象の不正行為等の調査と認定に必要な業務を分担する。

第6条 倫理委員会は、理事会から付託を受けた日から起算して90日以内に、対象の不正行為等に対する調査と認定の結果を書面で理事会に報告する。

第7条 調査対象者の不服申立てに対して、理事会から再調査の付託があった場合、それを受けた日から起算して30日以内に、再調査の結果を書面で理事会へ報告する。

第8条 本細則の改廃は、理事会で決定し、総会に報告するものとする。

1. 本細則は令和04年09月09日から施行する。